

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の100分の200に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2・3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	虚偽診断書による不正利得の徴収命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定居宅サービス事業者等の不正利得の徴収等		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の3第6項、第46条第4項、第45条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p>		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	職権による要介護状態区分の変更の認定		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(要介護状態区分の変更の認定)</p> <p>第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	要介護認定の取消し		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(要介護認定の取消し)</p> <p>第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	職権による要支援状態区分の変更の認定		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(要支援状態区分の変更の認定)</p> <p>第33条の3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第32条第4項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	要支援認定の取消し		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(要支援認定の取消し)</p> <p>第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	8	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	刑事施設等に拘禁された場合の給付制限		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	(保険給付の制限) 第63条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	9	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	故意の犯罪行為等の場合の給付制限		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険給付の制限)</p> <p>第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	10	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	市町村が行う調査に応じなかった場合の給付制限		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険給付の制限)</p> <p>第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め(第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、処分基準を設定することは困難。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	11	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	保険料滞納の場合の支払方法の変更		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険料滞納者に係る支払方法の変更)</p> <p>第66条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p> <p>3・4 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	12	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の支払いの一時差止め		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険給付の支払の一時差止)</p> <p>第67条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	13	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	保険給付一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険料額の控除		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険給付の支払の一時差止)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村は、前条第1項又は第2項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であつて、前2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	14	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	保険料滞納の場合の第二号被保険者に対する保険給付の支払いの一時差し止め		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)</p> <p>第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかつたもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村は、第1項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>5 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		

関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	15	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の額の減額等		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)</p> <p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に</p>		

	<p>応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～6 略</p>
処 分 基 準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>
関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	16	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第78条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	17	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)、又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。 3 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 4 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。 5 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 6 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 7 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、 		

	<p>第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第104条の6において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>9 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>10 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>11 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>13 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第29条第18項の規定による通知を受けたとき。</p> <p>14 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>15 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>16 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
--	--

処 分 基 準	
	未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）
関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	18	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第83条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4・5 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	19	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응せず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p>		

	<p>(9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 略</p>
処 分 基 準	
	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>
関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	20	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の18 略</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	21	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第105条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第105条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第105条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第105条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第105条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第105条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p>		

	<p>(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第105条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第105条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>

関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	22	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定介護予防支援事業者に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	23	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行</p>		

	<p>為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	24	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る措置命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	(勧告、命令等) 第115条の34 略 2 略 3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4・5 略		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	25	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	第一号事業を行う指定事業者に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の45の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	26	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	第一号事業を行う指定事業者の指定の取消し、指定の効力停止		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		

関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	27	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	第一号被保険者に係る保険料の賦課		
根拠法令(条例等)	介護保険法(平成9年法律第123号)		
根拠条項	<p>(保険料)</p> <p>第129条 略</p> <p>2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p> <p>3・4 略</p>		
処分基準	<p>鳩山町介護保険条例(平成12年条例第25号)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 22,800円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 34,200円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 34,200円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 41,000円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 45,600円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 54,700円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する</p>		

者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 59,200円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 68,400円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 77,500円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 82,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、13,600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「13,600円」とあるのは、「22,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「13,600円」とあるのは、「31,900円」と読み替えるものとする。

関係法令等	
関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	28	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害児通所給付費等の給付決定(通所給付決定)の取消し		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>[通所給付決定の取消し]</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>(3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>鳩山町児童福祉法施行細則</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第7条 施行規則第18条の24第1項に規定する支給決定の取消しを行ったときの通知は、障害児通所給付費支給(給付)決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。</p>		
関係法令等	<p>児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の6第1項・第2項、第21条の5の8第1項・第3項、第21条の5の9第1項</p> <p>児童福祉法施行令第25条の4</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	令和5年9月1日		
備考			

不利益処分の処分基準

整理番号	29	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定(通所給付決定)の取消し(第21条の5の9第1項準用)		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>[放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等]</p> <p>第21条の5の13 略</p> <p>② 前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第21条の5の3から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>児童福祉法</p> <p>[通所給付決定の取消し]</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 2 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 3 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 4 その他政令で定めるとき。 		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		

<p>関 係 法 令 等</p>	<p>児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の6第2項、第21条の5の9第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項・第2項 児童福祉法施行令第25条の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条7項</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	30	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>[障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供]</p> <p>第21条の6 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費（第56条の6第1項において「介護給付費等」という。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p>		
処分基準	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>		
関係法令等	<p>児童福祉法第4条第2項、第21条の5の2、第21条の6 児童福祉法施行令第26条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項、第2項・第4項・第5項・第8項・第9項</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	31	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定障害児相談支援事業者に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>[勧告、命令等]</p> <p>第24条の35 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>④ 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	<p>児童福祉法第21条の5の6第2項、第24条の31第1項～第3項、第24条の35第1項・第3項</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号)</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	32	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>[指定の取消し等]</p> <p>第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。</p> <p>(5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及</p>		

	<p>び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
処 分 基 準	
	<p>未設定（法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。）</p>
関 係 法 令 等	<p>児童福祉法第21条の5の6第2項、第21条の5の15第3項第5号・第5号の2第13号、第24条の6第1項第1号、第24条の26第1項第1号、第24条の28第2項、第24条の30第3項、第24条の31第1項・第2項、第24条の34第1項、第24条の36 児童福祉法施行令第27条の18、第27条の19</p>
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	33	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
根拠条項	<p>[勧告、命令等]</p> <p>第24条の40 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 内閣総理大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>④・⑤ 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	<p>児童福祉法第21条の5の6第2項、第24条の38第1項・第2項・第4項、第24条の40第1項・第3項</p> <p>児童福祉法施行規則第25条の26の8</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	34	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指導の措置の解除		
根拠法令(条例等)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		
根拠条項	(措置の解除に係る説明等) 第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号又は第18条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	身体障害者福祉法第17条の2第1項第3号、第18条、第18条の3		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	35	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害福祉サービスの提供に係る措置解除		
根拠法令(条例等)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		
根拠条項	(措置の解除に係る説明等) 第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号又は第18条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	身体障害者福祉法第18条第1項、第18条の3 身体障害者福祉法施行令第18条～21条 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律第9条第2項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	36	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
根拠法令(条例等)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		
根拠条項	(措置の解除に係る説明等) 第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号又は第18条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	身体障害者福祉法第18条第2項、第18条の3		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	37	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収		
根拠法令(条例等)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		
根拠条項	<p>(費用の徴収)</p> <p>第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2・3 略</p>		
処分基準	<p>鳩山町身体障害者福祉法施行細則</p> <p>(費用の支払命令及び徴収)</p> <p>第5条 町長は、法第18条第2項の規定による入所又は通所の措置又は委託の措置を行ったときは、当該措置を受ける者又はその扶養義務者に対し、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収額は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に定める額とする。</p> <p>3 町長は前項の支払うべき旨を命ずる額を入所費用徴収額決定(変更)通知書(様式第9号)により納入義務者に通知しなければならない。</p>		
関係法令等	身体障害者福祉法第38条第1項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	令和5年9月1日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	38	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害福祉サービスの提供に係る措置の解除		
根拠法令(条例等)	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)		
根拠条項	<p>(障害福祉サービス)</p> <p>第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	<p>知的障害者福祉法第15条の4、第17条 知的障害者福祉法施行令第2条～第4条 知的障害者福祉法施行規則2条</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	39	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
根拠法令(条例等)	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)		
根拠条項	<p>(障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	知的障害者福祉法第16条第1項第1号、17条 知的障害者福祉法施行規則第2条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	40	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
根拠法令(条例等)	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)		
根拠条項	<p>(障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはほぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	知的障害者福祉法第16条第1項第1号、17条 知的障害者福祉法施行規則第2条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	41	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	職親委託措置の解除		
根拠法令(条例等)	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)		
根拠条項	<p>(障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	知的障害者福祉法第16条第1項第1号、17条 知的障害者福祉法施行規則第2条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	42	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収		
根拠法令(条例等)	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)		
根拠条項	<p>(費用の徴収)</p> <p>第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。</p>		
処分基準	<p>鳩山町知的障害者福祉法施行細則</p> <p>(費用の徴収等)</p> <p>第4条 町長は、法第16条第1項第2号の規定による措置(以下「措置」という。)については、法第27条の規定に基づき、措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要した費用(以下「費用」という。)の全部又は一部を徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収額は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に定める額とする。</p> <p>3 町長は、費用の徴収額を決定したとき、又はその額を変更したときは、知的障害者援護措置費用徴収額決定(変更)通知書(様式第6号)により、当該費用を負担すべき者に通知するものとする。</p> <p>4 月の途中において知的障害者援護施設に入所し、又は退所したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算により算定した額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>		
関係法令等			

関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	43	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除		
根拠法令(条例等)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)		
根拠条項	<p>(居宅における介護等)</p> <p>第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>鳩山町老人福祉法の規定に基づくやむを得ない事由による措置要綱(措置の解除)</p> <p>第8条 町長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。</p> <p>(1) 被措置者がおおむね3以上にわたる長期入院となったとき、又は退院復帰が困難と判断され、在宅生活が不可能と見込まれるとき。</p> <p>(2) 介護老人福祉施設の契約に基づき入所したこと等により、養護者による高齢者虐待から離脱又は保護されたとき。</p> <p>(3) 被措置者の後見人等が選任されたことにより、介護サービスの給付を受けられるようになったとき。</p> <p>(4) その他被措置者が第2条に該当しなくなったとき。</p>		
関係法令等	老人福祉法第10条の4第1項、第12条 老人福祉法施行令第5条		

関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	44	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	日常生活用具の給付等の措置の解除		
根拠法令(条例等)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)		
根拠条項	<p>(居宅における介護等)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	老人福祉法第10条の4第2項、第12条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

不利益処分の処分基準

整理番号	45	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	養護老人ホーム等への入所措置等の解除		
根拠法令(条例等)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)		
根拠条項	<p>(老人ホームへの入所等)</p> <p>第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>鳩山町老人福祉法の規定に基づくやむを得ない事由による措置要綱 (措置の解除)</p> <p>第8条 町長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。</p> <p>(1) 被措置者がおおむね3月以上にわたる長期入院となったとき、又は退院復帰が困難と判断され、在宅生活が不可能と見込まれるとき。</p> <p>(2) 介護老人福祉施設の契約に基づき入所したこと等により、養護者による高齢者虐</p>		

<p>待から離脱又は保護されたとき。</p> <p>(3) 被措置者の後見人等が選任されたことにより、介護サービスの給付を受けられるようになったとき。</p> <p>(4) その他被措置者が第2条に該当しなくなったとき。</p>	
関係法令等	老人福祉法第12条、第11条第1項、同法施行令6条
関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	46	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	入所措置費用の徴収		
根拠法令(条例等)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)		
根拠条項	<p>(費用の徴収)</p> <p>第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>○鳩山町老人保護措置費用徴収に関する規則</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 町長は、法第11条の規定による措置を受けた者(以下「被措置者」という。)又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)のうち主たる扶養義務者から当該措置に要した費用(以下「費用」という。)の全部又は一部を徴収する。</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額(以下「費用徴収額」という。)は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については、別表第1の養護老人ホーム等被措置者費用徴収基準により算定した額とし、その主たる扶養義務者については、別表第2の扶養義務者費用徴収基準により算定した額とする。また、特別養護老人ホーム被措置者については、介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額及び同法第48条第2項第2号に規定する標準負担額とする。</p> <p>3 養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者は、毎年5月末日までに様式第1号の申告書に、収入及び必要経費の額を確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、第2項の費用徴収額を算定するため、扶養義務者から、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 町長は、第2項の規定により費用徴収額を決定し、又はその額を変更したときは、様式第2号の通知書により当該費用を負担すべき者(以下「費用負担者」という。)に通知しなければならない。</p>		

6 月の途中において老人ホームに入所し、若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出したときにおけるその月の費用徴収額は、日割計算により算定した額とする。

(費用徴収額の減免)

第3条 町長は、費用負担者が災害その他やむを得ない理由により、その負担すべき費用の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号の申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により費用負担者から減額又は免除の申請を受けたときは、当該申請の可否を決定し、申請者に対して様式第4号の通知書により通知しなければならない。

関係法令等	老人福祉法第28条第1項
関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	47	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	自立支援給付の不正利得に対する徴収		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第8条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2・3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	48	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第8条第2項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	49	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	職権による支給決定の変更		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(支給決定の変更)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3～6 略</p>		
処分基準	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 法第24条第2項の規定による</p> <p>市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第22条第1項に規定する主務省令で定める事項)</p> <p>第12条 法第22条第1項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 2 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況 3 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 4 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況 5 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 		

<p>6 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況</p> <p>7 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容</p> <p>8 当該申請に係る障害者等の置かれている環境</p> <p>9 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況</p>	
関係法令等	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第2項</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第12条</p>
関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	50	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	支給決定の取消し		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(支給決定の取消し)</p> <p>第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 2 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。) 3 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 4 その他政令で定めるとき。 <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第14条</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第12条</p>		

関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	51	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(地域相談支援給付費決定の取消し)</p> <p>第51条の10 地域相談支援給付費を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付費を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付費決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付費決定障害者が、地域相談支援給付費決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付費決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 地域相談支援給付費決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の6</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の6</p>		

関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

不利益処分の処分基準

整理番号	52	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定一般相談支援事業者等に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 2 第51条の23第2項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 3 第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 <p>2・3 略</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5・6 略</p>		
処分基準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		

<p>関 係 法 令 等</p>	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省第27号）</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省第28号）</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準

整理番号	53	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	指定一般相談支援事業者等の指定の取消し等		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第51条の29 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第51条の14第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定一般相談支援事業者が、第51条の19第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定一般相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の23第1項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定一般相談支援事業者が、第51条の23第2項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 地域相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定一般相談支援事業者が、第51条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者が、第51条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第51条の14第1項の指定を受けたとき。</p>		

- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- (4) 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。
- (6) 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

	<p>(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>3 略</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>未設定（条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の16、第26条の17</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省第27号）</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省第28号）</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	54	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	自立支援医療費の支給認定の取消し		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)		
根拠条項	<p>(支給認定の取消し)</p> <p>第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 2 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。) 3 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 4 その他政令で定めるとき。 <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第34条</p> <p>○自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日障発0303002厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知)</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	55	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	不正利得の徴収		
根拠法令(条例等)	生活困窮者自立支援法(平成25年号外法律第105号)		
根拠条項	(不正利得の徴収) 第18条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 略		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	56	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年号外法律第19号)		
根拠条項	<p>(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)</p> <p>第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。</p> <p>1 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>2 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>2～4 略</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の3第3項2号</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項、第35条第1項</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	57	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	計画相談支援給付費の支給の取消し		
根拠法令(条例等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年号外法律第19号)		
根拠条項	<p>(計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>2～4 略</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の17第1項</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			